

広域連携について

広域連携について

- 広域連携については、多様な共同処理の方式が用意され、それぞれの事務の性格・内容、地方公共団体の置かれた状況・相互の関係等に応じて、適切に活用されることが必要ではないか。
- 一部事務組合や広域連合については、執行機関と議会を持ち、施設や組織の安定的な管理・運営に資する仕組みである半面、機動的な意思決定が困難といった意見がある。しかし、法人の設立による共同処理を選択した以上やむを得ない面があり、自主的な運用面の見直しを促すことが必要ではないか。

また、これまでの取組実績や地域の実情等を踏まえつつ、関係市町村の自主的な協議によって、既存の方式による事務処理の再点検を行う必要があるのではないか。その場合、市町村合併の進捗による関係市町村の減少などの実態を踏まえて、法人の設立を要しない簡便な方式に変更するなど、より効率的な処理方式を模索する必要もあるのではないか。

- 法人の設立を要しない簡便な方式のうち、広く活用されている事務の委託については、事務に関する権限が、委託元から受託先に移動するため、効率的な事務の共同処理に資する一方で、委託元の地方公共団体及び住民は、委託した事務に関して、意思を反映する機会が失われるとの指摘がある。こうした点も踏まえながら、簡便な共同処理方式のあり方について、地域の多様なニーズに対応して、より柔軟に活用されるよう検討できないか。
- 今後、広域連携の取組みに対しては、定住自立圏構想の推進状況も踏まえつつ、新たな共同処理の仕組みが必要かどうか検討するとともに、地域の実情に応じた適切な地域づくりの推進方策についても幅広く議論されることが必要ではないか。